

令和元年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和元年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和元年11月6日

上三川町監査委員 舘野治信

上三川町監査委員 稲見敏夫

## 定例監査の結果について

### 1 監査期日

令和元年10月7日（月）・8日（火）・9日（水）

### 2 監査対象

庁内各課・局（以下「各課」という。）

### 3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

### 4 監査結果

- (1) 総評（全体）【指摘事項・指導事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

- (2) 個別

個別事項は、次のとおりであるので検討等されたい。

※ 事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

**【検討事項（意見を含む。）】**

- 農産物加工所の指定管理業務について、費用対効果の検証を行い、今後の対応を検討されたい。【農政課】
- 高齢者を対象としたイベント等について、高齢者にとって魅力のあるイベントを企画することにより、高齢者の外出機会を増やし、自発的な社会参加を促すなど、介護予防や引きこもりの抑制に努められ、高齢者福祉の充実を図られたい。【健康福祉課】
- 職員の時間外勤務状況について、課によって業務量に差が生じており、また、特定の業務担当者に業務が集中しているような状況も見て取れた。事務量に見合った適正な人員配置と事務の効率化を図ることにより、事務量の集中を軽減し、職場環境の改善に努められたい。【総務課及び各課】
- 年払いの報酬の支払い時期については、条例・規則の規定により年度末払いとされているが、報酬によっては、月割計算により内払いすることも可能であることから、該当業務の従事状況に応じて、年度末一括ではなく、年度途中での支払いについて考慮されたい。【各課】